

平成 27 年 12 月 4 日



市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
担当 井上 (972-3490)

「介護保険給付費のお知らせ」の記載内容の誤りについて

介護保険サービスご利用の方へ送付する「介護保険給付費のお知らせ」の記載内容に下記のとおり誤りがありましたので、ご報告いたします。

## 記

### 1 内容

1 1 月下旬に介護保険サービスご利用の方に対して、自己負担額、利用したサービス内容等を確認していただくためにお送りした「介護保険給付費のお知らせ」の記載内容に誤りがありました。

具体的には、訪問介護サービスのうち、排泄・食事・入浴等の介助を行う「身体介護」の利用回数について、実際よりも多くの回数を記載しました。

※ 1 9 月分の介護保険サービス利用実績をお知らせしています。

※ 2 お知らせが届いた方からの問い合わせにより誤りが判明しました。

### 2 誤った内容を記載した件数

1, 6 2 9 人分 ( 送付総数 2 8, 4 8 8 人分中 )

### 3 記載内容を誤った原因

「介護保険給付費のお知らせ」の作成に必要な利用実績データの抽出をシステム会社に委託した際の条件指示に一部誤りがありました。

### 4 対応策

#### (1) 当面の対応

ア 誤った記載内容の「介護保険給付費のお知らせ」を送付した皆様にご報告及びおわびのための文書を早急に発送いたします。

1 2 月下旬以降に正しい内容を記載した「介護保険給付費のお知らせ」を改めて再送いたします。

イ 誤った記載内容の「介護保険給付費のお知らせ」を送付した皆様のケアプランを作成している居宅介護支援事業所に対し、おわびとお問合せへの対応依頼のための文書を早急に発送いたします。

#### (2) 今後の再発防止策

ア 条件指示の内容に誤りがないか、複数職員で内容の確認を行うことを徹底するとともに、介護保険課職員全員に再発防止の注意喚起を行いました。

イ 制度改正が頻繁に行われる現状に鑑み、「介護保険給付費のお知らせ」のあり方を検証しながら、誤りのない適切な事業の運営について検討してまいります。